

# 各種センサーを用いたリモート監視システム 情報・提案要求書

令和5年5月8日

記

## 1 要求の目的

### (1) 経緯及び必要性

現在、陸上自衛隊では駐屯地等毎に個別整備された警備器材を用いつつ、警衛隊員による歩哨・巡察を主とした駐屯地等警備を実施している。

近年、安全保障環境が厳しさを増す中、事態対処において各地域の部隊が果たすべき多様な役割及び作戦後抛たる駐屯地等の重要性が再認識されたことに加え、民間における技術進展、各種装備品のシステム統合の趨勢を踏まえ、以下の問題認識を改善する必要性と可能性を認識するに至った。

#### ア 警備に要する人的所要

限られた勢力で任務を果たすためには、警戒監視態勢を保持しつつ必要な対処勢力を確保することが必要であるが、不断の実施が求められる駐屯地等警備は現状において人的所要が大であり、有事の対処勢力のみならず平素の隊務（教育訓練等）を圧迫している。

#### イ 各種脅威に対する警備の実効性

偽装身分証、小型無人機等が用いられた警備事案を含め、各種脅威が顕在化する中、従前の警備態勢のみでは対処能力が不足する可能性がある。

#### ウ 事態対処における部隊運用の柔軟性

現行警備器材は、全般の装備体系と切り離して個別整備を進めてきたことから、他の装備品等との接続性を欠いており、事態対処において部隊が駐屯地等警備を含めた多様な任務を遂行する際の情報共有が不十分となり、運用の柔軟性を制限してしまう可能性がある。

### (2) 募集の目的

民間警備において活用が進む各種技術の活用により、駐屯地等警備に係る人的所要の低減（省人化）及び警備の実効性向上を図りつつ、器材の標準化を通じた他装備品等との接続性確保により、部隊運用の柔軟性を向上するため、現行警備器材からの換装を予定する「各種センサーを用いたリモート監視システム」の開発に向けた計画の策定、部隊等の運用実証等を含めた“概念実証”を実施するため、広く企業等から情報・提案について募集を行うものである。

### (3) 事業における“あるべき姿”

本事業において、「各種センサーを用いたリモート監視システム」に期待する要素は「省人化の推進」、「警備の実効性向上」及び「運用の柔軟性向上」であり、イメージは次のとおりである。

システムの“あるべき姿”は、官が現段階でイメージするものであり、企業等の知見や市場動向から最適と思われる提案を妨げるものではなく、提案作成の参考とされたい。

## ア 目指す警備態勢の全体像



図1 目指す警備態勢の全体像

## イ 省人化及び警備の実効性向上

### (ア) 入出門管理

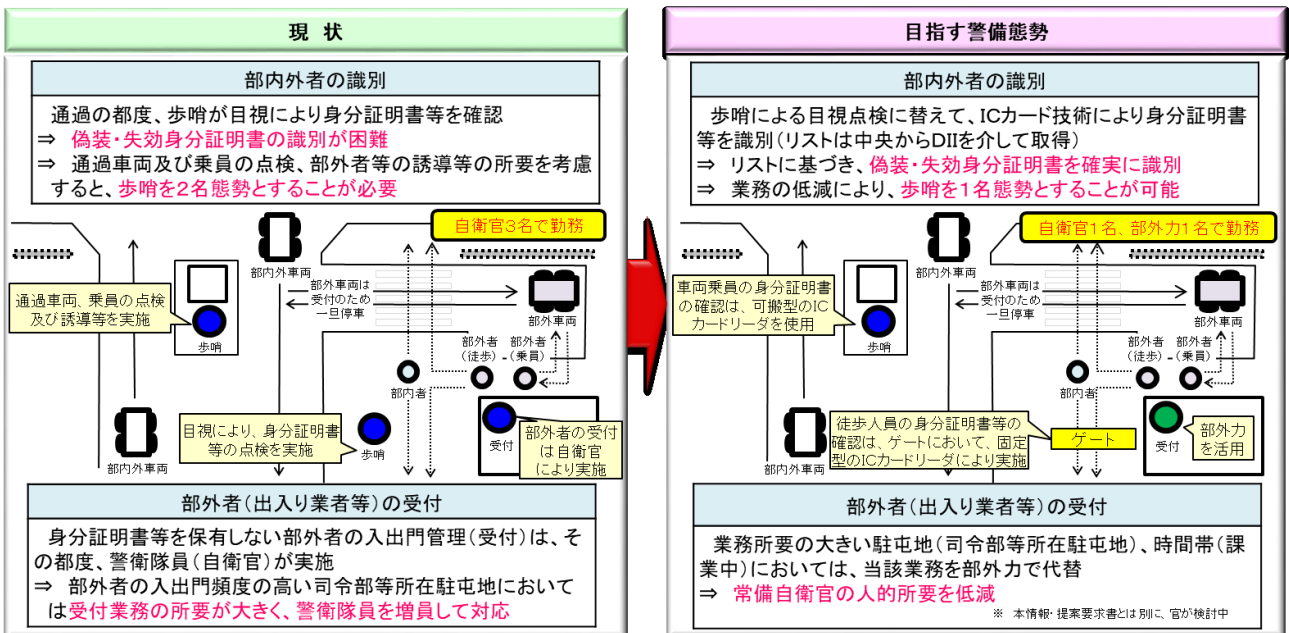


図2 官が考察する入出門管理のイメージ

(イ) 警戒監視

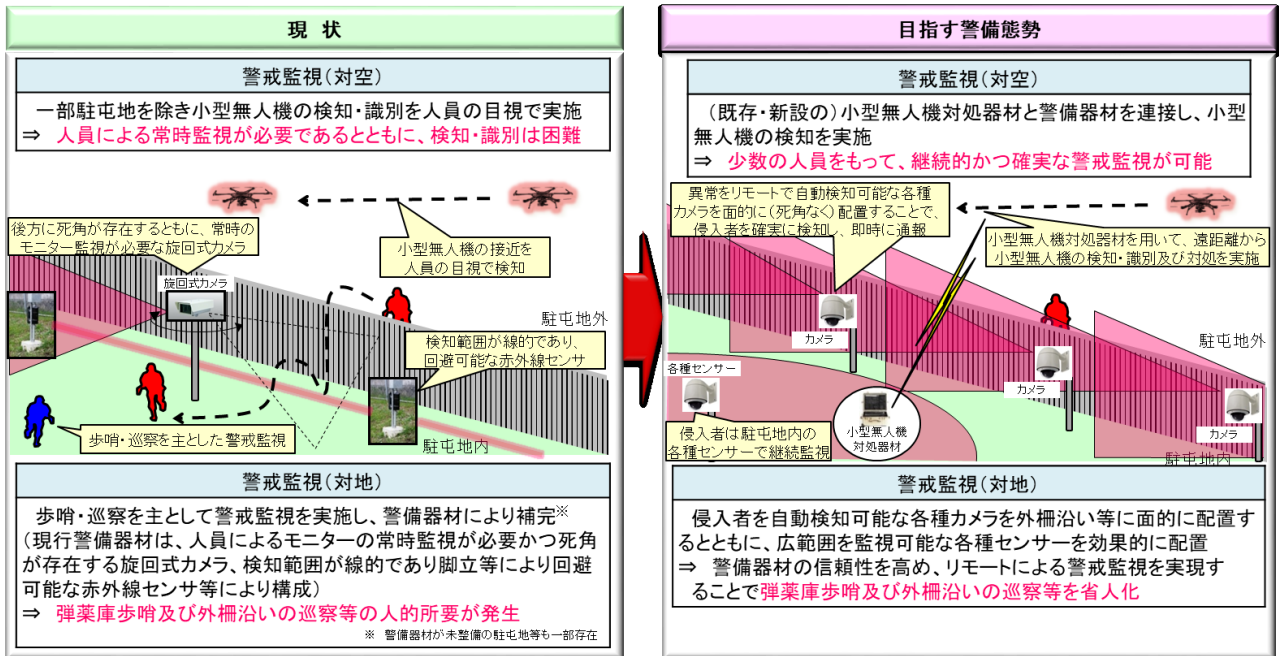


図3 官が考察する警戒監視のイメージ

(ウ) 対処

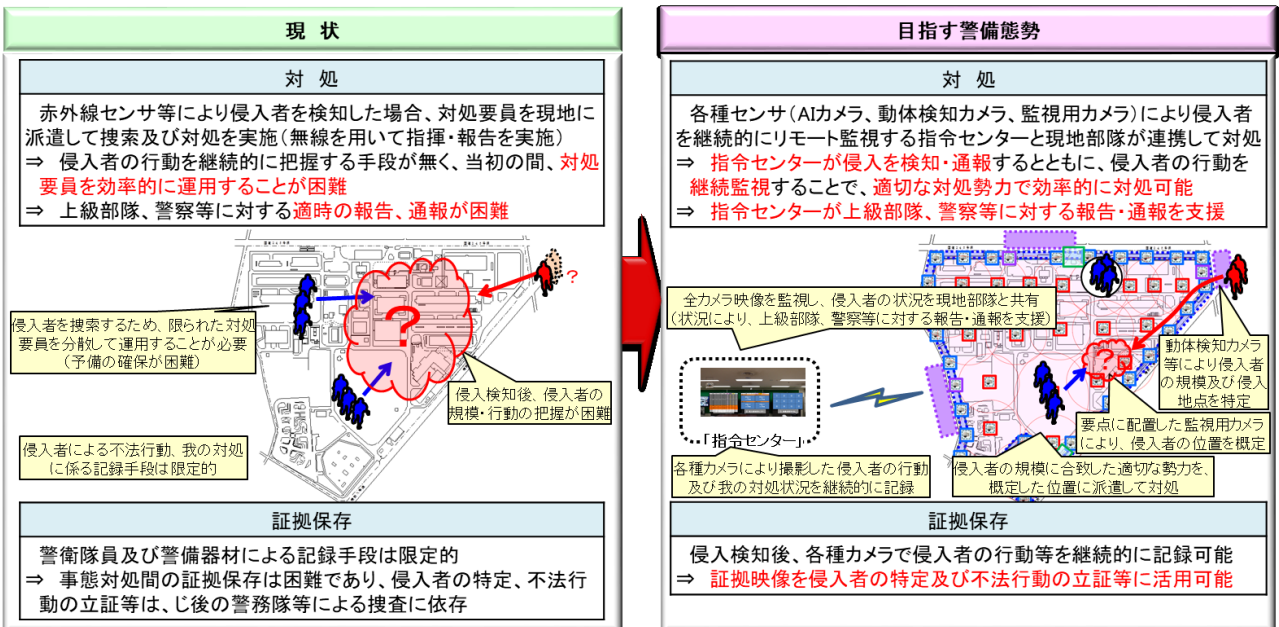


図4 官が考察する対処のイメージ

ウ 運用の柔軟性向上

現在、陸上自衛隊C4ISRシステムの標準化を進めているところ、「各種センサーを用いたリモート監視システム」についても、将来の他装備品等との接続を見据え、下記の条件を具備させる。

(ア) 防衛省情報通信基盤(DI I)、陸自ネットワーク(基地通信、民間通信)及び陸自システムネットワーク管理装置(SNMS)へ加入

(イ) 平導院（又は将来指揮統制システム）へ接続し、作戦上有益な情報（各種センサーにより取得した映像、位置情報、クロノロジ等）を他システム等に提供

(ウ) ICカード身分証管理システムへ接続し、身分証の発行・失効情報をリアルタイムに取得

## エ 導入・維持等

(ア) 駐屯地等警備に係る問題認識の早期改善及び予算確保の可能性を考慮し、各種センサーを用いたリモート監視システムは努めて早期かつ安価に導入を進めることが必要であることから、2028年3月までに全駐屯地等（一部訓練場等を含む。）に初期型装備品を導入する。

(イ) 駐屯地等の重要性に応じて個別の器材構成は適宜選択するが、「リモート監視による弾薬庫歩哨の省人化」及び「ICカード技術による身分証明書の識別」は必須機能とする。

(ウ) 導入後の維持・管理について、努めて安価かつ適時の整備が可能なものとする。

## オ 事業目標

- |  |                  |
|--|------------------|
| (ア) 検証開始時期（予定）                           | 2024年度           |
| (イ) 初期型装備品の導入                            |                  |
| a 概念実証事業                                 | 提案により決定          |
| b 初期型装備品の完成（導入）完了時期                      | 2028年3月まで（努めて早期） |
| (ウ) 能力向上型装備品等の完成指定時期                     | 提案により決定          |
| (エ) 別紙第2「各種センサーを用いたリモート監視システム要求書」に示す要求事項 |                  |

## 2 提出を求める事項

提供を求める事項は、官から提供する情報を考慮して作成するものとし、項目は次のとおりである。

- ① 官側の要求の目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構想・手法など
- ② 当該情報や提案内容の防衛省外での実績や取組みの成果
- ③ 当該提案等を初期型装備品等として装備化する場合に実現できる概括的な性能
- ④ 実現性の具体的な検証方法・装備化の方法（どうやって③を実現するのか）
- ⑤ 官側の協力が必要な事項
- ⑥ ③④を踏まえ、概念実証事業で実施すべき内容
- ⑦ 初期型装備品等までの概括的なロードマップ・スケジュール
- ⑧ 初期型装備品等の装備化までの概括的なコスト（ただし概念実証事業の見積もりは精緻に行う）
- ⑨ 概念実証事業の成果として想定される具体的な知的財産（設計図、インターフェース、構成品、ノウハウ、手法など）及び器材（契約の履行のために製作し又は購入する器材等）で、そのうち防衛省に権利を移転できるもの
- ⑩ 法的適合性や安全性等の確保要領（無人機など法令上の許認可が必要な場合などに限る）
- ⑪ 概念実証事業の作業体制

## 3 官から提供する情報

官から提供する資料は、次のとおりとする。なお、下線の資料は、参加表明があり、かつ秘密情報を受け取れる資格を確認できた企業に対して、別途資料提供を行う。

- (1) 別紙第1「業務従事者に対する要求事項」
- (2) 別紙第2「各種センサーを用いたリモート監視システム要求書」
- (3) 別冊「陸自C4ISRシステム標準化基準書」
- (4) 初期型装備品導入予定駐屯地等図面

## 4 提出方法等

### (1) 意思表示

情報・提案書を提出する意思がある企業等は、令和5年5月19日17:00までに、法人名、住所、担当者氏名、担当者連絡先等のほか、予め官が保有する取扱い上の注意を要する情報等を企業等が取扱う資格を証明できる書類の有無を明記の上、メール又は郵送により、情報・提案書を提出する意思があることを本要求書第6条に記載の問い合わせ先に提出すること。

また、意思表示後、提出を辞退する場合も同じ宛先に通知すること。

### (2) 情報・提案書の提出締め切り

令和5年6月19日17:00まで（必着）

### (3) 提出方法等

ア 上記と同じ宛先にメール又は郵送により提出すること。

イ 提出する文書の様式は問わないが、使用言語は全て日本語とする。

ウ 提出する書類が膨大な場合は、別途要約版を作成して同封すること。

エ 担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等）を提供資料に記入すること。

## 5 その他

(1) 防衛省は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第70条又は第71条に定める、一般競争に参加させることができない者又は一般競争に参加させないことができる者に該当する企業等による情報・提案書の提出は受け付けない。

(2) 情報・提案書の作成に必要な費用は全て作成者の負担とする。

(3) 企業等は、提出した情報・提案書の内容に重大な過失等が認められた場合には、適切に修正の上、遅滞なく防衛省に連絡するものとする。

(4) 防衛省は、提出した情報・提案書を返却しない。

(5) 防衛省は、情報・提案書の提出後、その内容について補足的な説明等を求めることがある。

(6) 防衛省は、情報・提案書の内容を、予算要求や装備品等の取得などに関する政府機関での審議、検討等のために活用することがある。

(7) 防衛省は、個別の企業等の参加意思表示の事実や受領した情報・提案書を、無断で第三者には開示しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、法第5条第1項各号の規定に該当しないと認められる箇所を開示する場合がある。その際、予め作成者と調整の上、合意を得られるよう適切に対応する。

(8) 防衛省は、参加意思を有する企業等からの質問に個々に回答した場合で、かつ当該回答内容を他企業等にも周知する必要がある場合には、質問を付して開示する場合がある。

(9) 防衛省は、提出された情報・提案書に対する評価や省内の検討の進捗等に関する質問には、原則として回答しない。

## 6 問い合わせ先

東京都新宿区市谷本村町5-1 A棟5階 防衛省陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課

メールアドレス [int\\_pl\\_adm\\_sec\\_e@ext.gso.mod.go.jp](mailto:int_pl_adm_sec_e@ext.gso.mod.go.jp)

電話番号 03-3268-3111（内線 40427）

## 業務従事者に対する要求事項

### 1 組織に関する要求

役務の実施に当たって次の要員を確保できること。

- (1) 契約相手方は、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」（通達）の調達における情報セキュリティ基準適合者であることを証明すること。
- (2) 契約相手方は、業務の過程において官から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとし、官の指示を受ける連携調整窓口等を整備すること。
- (3) 防衛省の入札参加資格を有していること。

### 2 役務執行において最低限度、含める要求事項

#### (1) 調査研究の要求

提案を予定している企業が、防衛省の技術調査および企業提案を伴う調査研究の実施経験を有すること。

#### (2) ソフトウェア等の開発

開発を行ったソースコードや設計データなどの知的財産権及び著作権は官へ帰属させること。